

長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務 仕 様 書

1 業 務 名 長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務

2 事 業 年 度 令和7年度から令和8年度（2か年）

3 履 行 機 関 契約の締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

本業務は、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、令和7年度に開催される長生郡市広域市町村圏組合水道審議会（以下「水道審議会」という）で議論される水道事業の現状、料金体系、財政見通しなどに関する資料の作成、及び水道審議会の支援を行うものである。

なお、業務の履行に当たっては、長生郡市広域市町村圏組合が作成した資料等の内容を十分に理解し、本事業の現状と特性を踏まえ最適な資料の作成に努めるものとする。

5 業務の内容

5-1 設計協議

業務着手時、中間報告時等、業務の区切りにおいて、必要に応じ協議する。

5-2 経営及び料金の現状と課題の整理

本業務に必要な最新情報を収集整理するとともに、当該事業における課題を抽出する。

5-3 基本条件の設定

年間有収水量、収益的収支、資本的収支、資金収支・資金残高等、財政収支算定のための必要な条件設定を行う。

なお、基本条件の設定にあたっては、「九十九里地域末端給水事業体の統合に係る基本計画（素案）（以下「基本計画（素案）」という）を参考に設定し、整合を図るものとする。水需要予測は、基本計画（素案）の結果を基本とし、必要に応じて補正を行う。

また、事業費は、長生郡市広域市町村圏組合から提供した資料を基に整理する。

5-4 財政見通しの見直し

基本計画（素案）を参考にしながら、収益的収支、資本的収支、資金残高等を算定する。

財政収支の算定にあたっては、現行の料金を将来的に据え置く場合（料金据置ケース）、さらに必要に応じて財政収支の健全性を確保するための財源確保方策（料金改定等）を検討する場合（財源確保ケース）の2ケースで算出し、財政収支見通しの検討を行い、算定期間は、令和9年度から20年間とする。

5-5 総括原価の算定

「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づき、料金算定期間の費用を性質別に算定し部門別に集計整理することにより、事業運営に必要な費用と料金収入との乖離状況を整理する。料金算定期間は、5年程度とする。

5-6 料金体系の検討

現状の課題を踏まえ、用途別料金体系から口径別料金体系に変更した場合の複数ケース（基本料金と従量料金への配賦割合、資産維持率、口径別料金体系、逦増制等）を試算し、料金体系の方向性を決定する。

5-7 料金改定計画案及び財政計画案の策定検討

料金体系の検討結果を基に料金改定計画案を策定し、財政見通しの給水収益を修正して財政計画案を策定する。

5-8 料金改定計画のとりまとめ

以上をとりまとめ、報告書を作成する。

5-9 照査

受託者は、業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに審査を実施し、報告書等に誤りがないように努めることとする。

受託者は、相当な経験を有する審査員を配置し、遺漏なき審査をすること。

5-10 水道審議会・住民説明会用資料作成及び支援

料金体系等に関する水道審議会・住民説明会に提示する資料の作成、及び水道審議会の議事録作成を行う。水道審議会は3回を想定する。また、委員からの要求に対する質疑資料等、住民説明会用の資料等についても作成する。

5-11 学識経験者の斡旋

長生郡市広域市町村圏組合が設置する水道審議会の委員として、水道事業に対し

専門知識を有する大学教授など学識経験者を斡旋することとする。

5-12 水道審議会同席

水道審議会は、長生郡市広域市町村圏組合水道部を事務局として設置するものであり、本業務の受託者は事務局を補佐するものとし、受託者は審議会へ出席する。

6 成 果 品

提出する成果品は以下のとおりとする。関係資料は、ワード、エクセル、パワーポイントほか、本組合が認めるソフトウェアで作成されたもの及びPDFファイルで納めるものとする。

- | | | |
|-----|----------------|----|
| (1) | 報告書（A4版） | 1部 |
| (2) | 報告書電子データ（CD-R） | 1枚 |

7 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて本組合に帰属するものとし、本組合の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

8 守 秘 義 務

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受注者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

9 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本組合と受注者が協議のうえ、本組合の指示に従うものとする。

10 そ の 他

業務の遂行に当たっては、本組合担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

業務中に生じた諸事故並びに本市及び第三者に与えた損害に対しては、本組合担当者の指示に従い、受注者の責任において処理するものとする。

受注者は本業務の遂行に当たり、水道法等の関連する法令及び規則等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

業務全般にわたり、照査を実施し、提出する資料、データ等に誤りがないように努めること。